



## 申8号 感電事故の再発防止に向けた緊急申し入れ団体交渉を行う！

**第1項** 今回の感電事故発生に至った原因究明を行い、命を守ることができる対策を、ハード・ソフト両面から講じること。

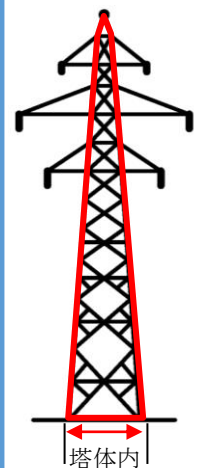
### 事象に至る経緯

- 発生場所は、大船変電所から田浦変電所に電源を供給する自営送電線（66,000V）で起きた。
- 台風 19 号の被災の復旧と、送電線に支障する可能性のある樹木を、送電線の鉄塔に登って確認する作業をしていた。
- 負傷者を含め2名の作業員は、NO.37 鉄塔の塔体から外の作業台に出て確認作業をした際に、一人が感電した。

### 要因の分析

- ☑前日の打ち合わせ段階では、NO.37 鉄塔が活線（加圧）と停電が混在することは周知され、当該2名も確認していた。
- ☑感電発生時に、当該2名はNO.37 鉄塔が停電していると思い込んだ。他の作業員は、混在を承知していた。
- ☑作業開始時と感電発生時では違う班で作業していた。（作業班の再編成があった）
- ☑作業班再編成時の停電範囲と作業方法の打ち合わせが不十分だった。

送電鉄塔の例



### 対策として確認したこと

- ✓本電 488 号「緊急対応時、作業変更時に確認すべきこと」にて、いかなる場合でも作業前に①作業に関すること、②指揮命令系統・作業体制に関すること、③保安体制に関すること、④停電・加圧箇所に関することを周知する。
- ※パートナー会社単独で作業を行う場合は除く。ただし、毎年安全指針の届け出時に4項目が網羅された内容となっているか確認し、必要により指導する。
- ✓昇塔防止装置（忍び返し）より上に登る作業は、副所長の許可を得た上で、監視員を配置する。
- ✓鉄塔に架設されている最も下の電線から 2.2m の範囲に入る箇所より上に登る場合は、活線近接作業として取り扱う。
- ✓鉄塔の地上部と作業台付近に、塔体外に出るときは停電を確認する旨の表示をする。
- ✓塔体から作業台に出る箇所には柵を設置する。（作業台のある個所のみ）

ソフト

ハード

### 対策として提起したこと

- ▲異常時においても安全な作業環境を構築すること。特に、今回の事象では架設された別の系統は復旧していたことから、当該の系統は完全に停止するべきだったこと。  
→安全第一で考えるが、送電線は停電範囲が広いのでそこも勘案する。
- ▲鉄塔の作業台付近に、加圧か停電かを知らせる表示器を設置すること。  
→設備を設けるとなると耐久性等の確認も必要であり、今後検討していく。
- ▲設備確認にドローンを活用し、昇塔すること自体を減らすこと。  
→設備点検等で試行を開始している。飛行許可が必要な箇所もあり検討を重ねている。

異常事だからこそ  
安全を確保が重要である  
認識は一致！！

## 原因究明の運動を職場から強化して 安全で安心して働ける職場を創りだそう！